

赤磐市次世代農業技術集積センター整備事業
に係る公募型プロポーザル実施要項

令和4年10月

岡山県赤磐市

—目次—

はじめに.....	1
背景と目的.....	1
第1 事業内容に関する事項.....	1
1 事業名称.....	1
2 事業用地の概要.....	1
3 整備する施設の内容及び条件.....	3
(1) 満たすべき条件.....	3
(2) 禁止する用途.....	4
(3) 事業計画及び整備・管理運営に関する条件.....	4
(4) 土地の貸付条件.....	4
第2 事業者の募集及び選定に関する事項.....	5
1 事業者選定の方法.....	5
2 選定の手順及び予定スケジュール.....	6
3 参加資格に関する事項.....	6
(1) 応募者の構成.....	6
(2) 応募者の参加資格要件.....	8
4 応募手続き等.....	8
(1) 事業説明会の開催.....	8
(2) 質問の受付.....	9
(3) 質問に対する回答.....	9
(4) 参加申込み.....	9
(5) 事業提案書の受付.....	10
(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施.....	10
5 審査及び選定に関する事項.....	10
(1) 選考委員会の設置.....	10
(2) 審査の内容.....	10
(3) 審査結果の通知及び公表.....	11
第3 契約等の考え方.....	11
1 基本協定.....	11
2 事業契約.....	11
3 事業用定期借地権設定契約.....	12
4 供用開始義務.....	12
5 市の承諾事項.....	12
6 地質調査等の実施に係る条件.....	12
7 契約違反等に係る条件.....	12
8 地位の第三者譲渡.....	12
9 優先交渉権の解除.....	12
10 次点交渉権者との契約交渉.....	12
11 不当な要求等に対する措置.....	13
12 その他.....	13

はじめに

背景と目的

赤磐市（以下、「本市」という。）は、本市の基本計画である「第2次赤磐市総合計画」及び「第2期赤磐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、それに基づき策定した「赤磐市農業振興基本計画」（以下、「基本計画」という。）により、各種農業施策を推進しています。

近年、農業や農家を取り巻く環境が急速に変化する中、本市でも農家の高齢化や離農、耕作放棄地の増加、生産技術や優良農地の次世代への継承などの課題や問題を抱える一方、国内外での作目ごとの産地間競争、農業分野のICT技術の導入、スマート農業の研究開発、民間企業や福祉分野での農業参入など新たな動きも広がっています。

こうした環境の変化の中、将来を見据え本市の農業を振興、発展させるべく、岡山県より譲り受けた事業用地について、令和2年度にサウンディング型市場調査（民間事業者への聞き取り等）を実施し、次世代農業技術の導入、普及等のための有効活用を検討してきました。

赤磐市次世代農業技術集積センター整備事業に係る公募型プロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）は、土地の賃貸を条件とした農業振興施設の整備、運営を行う候補者を選定することを目的とし、その実施等については関係法令等に定めるもののほか、本要項によるものとします。

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

赤磐市次世代農業技術集積センター整備事業（以下、「本事業」という。）

2 事業用地の概要

所在地	岡山県赤磐市津崎62番1及び津崎118番1 
-----	---

敷地面積	<p>22,761㎡（62番1：12,319㎡、118番1：10,442㎡） 水路を除いた面積 約22,000㎡</p> 		
地目	田		
法規制	都市計画法：市街化調整区域 農地法：規制あり		
供給施設		<p style="text-align: center;">インフラ整備（事業者）</p> 電気 電力会社との契約 水道 敷地内の給水管布設（配水管φ75mmからメーターは市が設置予定） 下水道 公共ます（市が設置予定）から敷地内の排水設備布設 ガス 都市ガスなし。LPガスは民間事業者との契約 雨水 敷地内の雨水管布設、集水ます・調整池等設置	<p style="text-align: center;">負担区分</p> 事業者 配水管：市 給水管：事業者 本管：市 排水設備：事業者 事業者 事業者
その他	接道：南東側 市道 津崎中支線（幅員約4.0m） 北東側 農道（幅員約2.5m）		

3 整備する施設の内容及び条件

事業者は、市から用地を有償で借り受け、農業振興施設を整備・所有し、管理・運営するものとします。

想定している事業者の業務内容は次のとおりです。

- ・施設的设计・建設業務：調査・測量、設計、建設、工事監理、各種申請・登記
- ・施設の維持管理・運營業務：保守、修繕・更新、清掃、警備等
- ・事業の目的を達成するための取組：市と連携・協力して農業の振興に資する取組を行う。

(1) 満たすべき条件

提案施設については、次に示す施策例を参考とし、基本計画で定める赤磐市就農等支援センターが目指す「強い農業の確立」の実現につながる提案であること。

就農・経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ・高度農業技術の継承と一般化 ・供給体制の強化と安定化 ・親方就農制度の運用や農業経営塾の運用 ・新規就農者への積極的な支援 ・農閑期の収益確保に向けた検討 ・一般企業の農業参入促進 ・経営感覚を持った地域農業の担い手支援 ・就農体験圃場や新技術実証圃場等の運営 ・水稻栽培の大型農家への委託促進
高付加価値化・ブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の高付加価値化、地域としてのブランド力・認知度向上 ・ぶどう等、需要の高い輸出品目の品質維持・向上 ・収穫体験ツアー等を通じた米の付加価値向上 ・野菜生産拡大に向けた「農地マッチング体制」の確立 ・水田における高収益作物の栽培（果樹や施設園芸作物等） ・農産物の販売体制見直し（ロットの確保）
6次産業化・次世代農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生産管理 I C T の開発やスマート農業の促進 ・農福連携の強化 ・周年栽培を可能とする施設園芸の導入と新たな品栽培の強化 ・6次産業として加工品の商品化や流通に向けた取り組みを促進 ・赤磐市就農等支援センターを軸とした次世代農業の取り組み強化
農地・農村環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・荒廃農地の改善 ・鳥獣害対策の強化 ・リタイア世代等による遊休農地の利活用支援

(2) 禁止する用途

次に定める用途には使用できません。

- ア 青少年に有害な影響を与える興業、物販、サービスの用途
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する用途
- ウ 公序良俗に反する用途
- エ その他、市が本事業の主旨にふさわしくないと判断する用途

(3) 事業計画及び整備・管理運営に関する条件

ア 事業計画及び施工に伴う費用の負担等について

- ・事業者の提案内容に起因する損害については、事業者が全ての責任を負うこととします。
- ・計画内容及び建設工事に係る近隣への説明は事業者が行うものとし、事業者がこれらに関する責任を負うこととします。
- ・法令変更及び不可抗力等により設計変更、工期延長、建設費用の増加等が生じた場合は、事業者が責任を負うこととします。
- ・提案施設に瑕疵のあることが判明した場合、事業者はその取得者、利用者に対し責任を負うこととします。

イ 整備・管理運営の条件について

- 事業者は、提案施設の整備及び管理運営にあたり次の条件をすべて満たすこととします。
- ・施設の整備・管理運営等の事業全体について、関係法令を遵守した計画としてください。
- ・日影、風害、電波障害、景観など、周辺の農地や公共施設、住宅等に与える影響に十分配慮した計画としてください。

(4) 土地の貸付条件

ア 契約形態

原則として、事業用定期借地権の設定契約（借地借家法23条）によるものとします。

イ 貸付期間

貸付期間は20年以上を原則とし、事業内容、建物の耐用年数等を勘案して、事業者と協議のうえ定めるものとします。貸付期間には建設の開始から原状回復に要する期間を含めません。

事業者による更新請求（借地借家法第5条）は認めないことを原則とし、貸付期間の延長は事業の状況等に応じて協議の上、別途定めることとします。

ウ 貸付料

赤磐市行政財産使用料徴収条例第2条を準用し、1カ月につき当該土地の固定資産税評価額の1,000分の3に相当する額とします。

貸付料の改定にあたっては、令和6年4月を第1回とし、その後3年毎に改定するものとします。

エ 原状回復義務

貸付期間満了時または賃貸借契約解除時には、提案施設をすべて撤去し、土地を原状に回復して市に返還するものとします（ただし、市が撤去の必要がないと認めた場合には、この限りではありません。）。市が認めた場合を除き、原状に回復されない場合は、原状回復に必要な費用相当額及び事業者が原状回復義務を履行しないことによって市が被る損害を賠償しなければならないものとします。なお、期間満了時の残置建物の買取請求権（借地借家法13条）は認めないものとします。

オ 土地の性状等に関するリスク分担について

・地中障害物に関するリスク・責任等の分担

市は事業用土地を現状有姿のまま引き渡すものとします。地中障害物の有無については、事業者が自らの責任において把握するものとし、市は現況把握調査、撤去、その他一切の費用及び責任を負担しません。用地地中に予見することができなかつた地中障害物により提案施設の整備にあたって重大な支障が生じる場合であっても、市は一切責任を負いません。

・埋蔵文化財調査に関するリスク・責任等の分担

埋蔵文化財分布図では、文化財は確認されていませんが、事業者は、文化財担当部局と協議のうえ必要な調査及び対応を行ってください。

・その他土地の瑕疵に関するリスク・責任等の分担

土壌汚染の有無に関する調査については、地歴調査（水質汚濁防止法上の届出履歴）において特定施設が確認されないため、市は法令上の自主調査は不要と判断しています。

事業者が土壌汚染に関する自主調査が必要と判断する場合は、事業者が自らの責任と負担により当該調査を行うものとします。事業者判断による自主調査を実施した結果、基準値を超える物質の存在が確認された場合には、市は事業者と協議を行い、土壌汚染対策に係る費用について、市が合理的な範囲で負担するものとします。

その他、新たに調査及び対策等を実施する必要があると認められる場合は、市と事業者が協議の上、方針を決定することとします。

カ その他

事業実施に伴い必要な諸手続については、事業者の責任をもって行うものとします。その他貸付条件については、赤磐市財務規則第217条の規定により、同規則第212条（使用許可の条件）を準用するものとします。

第2 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者選定の方法

本事業は、基本計画を踏まえつつ、市の農業振興に資する提案施設を整備・管理運営するものです。また、事業者の募集及び選定方法は、民間事業者の有する能力・ノウハウを総合的に評価して選定するため、公募型プロポーザル方式によるものとし、最も優れた提案を行った応募者を、優先交渉権者（事業予定者）として選定します。

2 選定の手順及び予定スケジュール

選定の手順及び予定スケジュールは、次のとおりです。

令和4年10月24日	実施要項の公表
令和4年11月1日	事業説明会の開催
令和4年11月8日	質問書の受付締切
令和4年11月22日	参加申込の締切
令和4年12月26日	提案受付の締切
令和5年1月10日～1月11日	プレゼンテーション及びヒアリング
令和5年1月13日	優先交渉権者の決定
令和5年1月以降	基本協定の締結 事業契約の締結（事業内容の確定） 借地権設定契約の締結 建設工事等の着手

3 参加資格に関する事項

(1) 応募者の構成

ア 応募者の定義

応募者は、市の求める条件を満たした提案施設を整備し管理運営することができる企画力、資力、社会的信用度、技術的能力、施設運営能力及び実績を有する単独の法人、又は複数の法人（以下、「構成法人」という。）により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とします。

イ 代表法人の選定

(ア) 応募グループにあつては、構成法人の中から、応募手続きを行う代表法人を定め、資格確認書類の提出時に明らかにするものとします。

(イ) 応募グループにあつては、代表法人は、契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うほか、本事業に係る契約に関する構成法人の債務すべてについて連帯して責任を負うものとします。

ウ 協力法人の選定

(ア) 応募者は、応募者以外の者で、本事業の開始後、応募者から直接業務の一部を受託又は請け負うことを予定している者（以下、「協力法人」という。）の選定ができます。

(イ) 次に該当する協力法人については、事業提案書の所定の様式において明記するものとします。

- a 提案施設を賃借する協力法人又は運営受託する協力法人
- b 提案施設の設計に関わる協力法人
- c 提案施設の建設に関わる協力法人

(ウ) 応募者は、赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱に基づく、指名停止措置を受けている者、赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、協力法人及び協力法人の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下、「協力法人等」という。）としてはならないものとします。これらの事実が確認された場合、市は応募者に対し、協力法人等への選定の解除を求めることができるものとします。

エ 複数応募の禁止

(ア) 応募者又は応募者と資本関係若しくは人的関係のある者（※）は、他の応募グループの構成法人になることはできないものとします。

※資本関係のある者とは

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

※人的関係のある者とは

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- a 一方の会社の代表権を有する者（個人事業の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- b 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第63条又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(イ) 協力法人のうち、次に該当する業務の協力法人は、複数の応募者の協力法人となることはできないものとします。

- a 提案施設の設計に関する業務
- b 提案施設の建設に関する業務

オ 応募者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合の措置

(ア) 公告の日から優先交渉権者決定日までの間に、応募者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該応募者は原則として失格とします。ただし、応募グループによる応募の場合は、当該応募グループの申し出により、市の承認を条件として参加資格要件を欠く構成法人（ただし、代表法人を除く）の変更ができるものとします。

(イ) 優先交渉権者決定日から本事業に係る契約の締結日までの間に、応募者に参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該契約を締結せず、優先交渉権の取り消しを行うことがあります。この場合、市は一切責を負わないものとします。ただし、応募グループによる応募の場合は、当該応募グループの申し出により、市の承認を条件として参加資格要件を欠く応募グループの構成法人（ただし、代表法人を除く）の変更ができるものとし、市は変更後の応募グループと本事業に係る契約を締結できるものとします。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、次のいずれにも該当しないものとします。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者、又はその者を代理人、支配人その他使用人として使用する者。
- (イ) 本事業の公告の日から契約締結日までの間に、赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱に基づく、指名停止措置を受けている者。
- (ウ) 本事業の公告の日から契約締結日までの間に、赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受けている者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っている者。
- (エ) 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- (オ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをなされている者。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (カ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをなされている者。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (キ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者。
- (ク) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立てがなされている者。
- (ケ) 本事業の公告日において、法人税、所得税、消費税及び地方消費税並びに、岡山県が課税する県税、赤磐市が課税する市税の滞納がある者。
- (コ) 本事業の公告日から起算して過去1年以上営業を行っているとは認められない者。

4 応募手続き等

(1) 事業説明会の開催

市職員による本事業の説明を行います。現地説明の実施は予定していません。

日 時：令和4年11月1日（火）午後2時～3時

場 所：赤磐市役所本庁舎2階第1会議室

申込方法：令和4年10月31日（月）正午までに、次の申込先に電子メールまたはFAXにて申し込みください。電子メールでの申し込みを行う際は、「法人名・グループ名」「担当者名」「当日の参加人数」をご記入ください。FAXで申し込みをした場合は、送信後必ず下記申込先に、電話にて送信した旨の連絡をお願いします。

申 込 先：赤磐市 産業振興部 農林課

電子メール：sangyo@city.akaiwa.lg.jp

電 話 番 号：086-955-6174

F A X：086-955-6860

留意事項：当日は、プレゼンテーション及びヒアリングの審査に関する質問には応じません。事業説明会への出席はプロポーザルの参加条件ではありません。

(2) 質問の受付

本要項等に記載された内容に関する質問を次の要領で受け付けます。これ以外による質問の提出は無効とします。

提出方法：市ホームページより、公募型プロポーザルに関する質問書（様式1）のファイル入手、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記の提出先に送信してください。なお、メールタイトルは「募集要項等に対する質問（法人名）」と明記してください。

提出先：赤磐市 産業振興部 農林課
電子メール：sangyo@city.akaiwa.lg.jp

受付期間：令和4年10月24日（月）から
令和4年11月 8日（火）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、次のとおり市ホームページで公表します。

公表時期：令和4年11月15日（火）正午までに公表します。

留意事項：受け付けた質問に対する回答は個別に行いません。

質問を行った法人名は、公表しません。

意見の表明と解される質問及び本事業に関係のない事項等の質問に対しては、回答しません。

(4) 参加申込み

応募者（応募グループの場合は代表法人）は、公募型プロポーザル方式提案参加申込書、その他参加資格審査等の必要書類を提出してください。

参加資格を審査のうえ、有資格者には令和4年11月29日（火）までにプロポーザル参加資格確認結果通知します。

受付期間：令和4年10月24日（月）～令和4年11月22日（火）
期間中の午前9時から午後5時まで

提出方法：持参による。（郵送等による提出は受け付けません。）

提出先：赤磐市 産業振興部 農林課
（赤磐市町苅田516番地 赤磐市赤坂支所2階）

提出書類：様式集の様式2、様式2別紙を参照のこと。

参加申込書提出後の辞退：参加申込書を提出後に辞退する場合は、速やかに「参加辞退届」（様式4）を提出してください。なお、提出資料は返却しません。

(5) 事業提案書の受付

参加資格を有する応募者（以下、「提案者」という。）は、プロポーザル参加資格確認結果通知を受けた後、事業提案書を次のとおり提出してください。

受付期間：令和4年11月29日（火）～令和4年12月26日（月）

期間中の午前9時から午後5時まで

提出方法：応募者（応募グループの場合は代表法人）の持参によること。郵送等によるものは受け付けません。

提出先：赤磐市 産業振興部 農林課

（赤磐市町苧田516番地 赤磐市赤坂支所2階）

提出書類：詳細は、様式集の様式5を参照のこと。

(6) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提出された企画提案について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。審査は、提案者からの提出書類、企画提案書、プレゼンテーションの内容を比較・検討し総合的に審査、採点することにより、最高点となった提案者を優先交渉権者とします。

開催日時：令和5年1月10日（火）～令和5年1月11日（水）

実施順は、原則、先着順とし、開始及び終了時刻は提案者（グループの場合は代表法人）に別途通知します。

開催場所：別途通知します。

その他：新型コロナウイルス感染症拡大状況に応じて、WEB等での実施とする場合があります。

5 審査及び選定に関する事項

(1) 選考委員会の設置

選考委員会において事業提案の審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者（以下、優先交渉権者と次点交渉権者を合わせて「優先交渉権者等」という。）を決定します。

(2) 審査の内容

事業提案の審査は、下記の「ア」から「エ」の項目に従い、事業提案書に記載の提案内容について、総合的な評価を行います。選考委員会は非公開とします。

なお、最高得点を得た提案者が2者以上いる場合は、下記の「イ」の項目中の得点が高い提案者をより上位の交渉権者とします。「イ」の得点についても同点となった場合は、「ウ」、「エ」の順にそれぞれ比較し検討します。

ただし、評価により最高得点を得た提案者の合計点数が60点を下回る場合、優先交渉権者等として選定しないことがあります。

ア 本事業に対する理解について 【10点】

- ・基本計画等、市の上位・関連計画の内容を踏まえ、本事業の目的を理解し、市が目指す「強い農業の確立」の実現に向け、積極的に取り組む姿勢が示されている。

イ 本事業における取り組みについて 【50点】

- ・赤磐市産の農畜産物の利用及びそれらの価値を高める提案となっている。
- ・農業の担い手確保、育成を可能とする提案がある。
- ・新たな農業技術の発展や、農業技術継承の促進に寄与する提案がある。
- ・雇用の創出や、地域経済への配慮がなされた提案となっている。
- ・施設計画が地域の魅力向上に資する提案となっている。
- ・周辺環境、自然と調和した施設づくりが考えられている。
- ・安全性など施設計画上考慮すべき事項が明確であり、かつ具体的で適切な提案がある。
- ・その他、優れた提案がある。

ウ 施設整備及び管理・運営における事業計画について 【20点】

- ・事業収支計画が適切で、実現可能性が高い。
- ・施設整備及び管理・運営の方針が、本事業の目的に沿っている。

エ 事業実施体制・実績について 【20点】

- ・事業実施体制について、信頼できるものである。
- ・代表法人、構成法人、協力法人それぞれの役割、責任が適切かつ明確である。
- ・本事業に通じる同種・類似事業の実績がある。

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、すべての応募者（ただし、応募グループの場合は代表法人）に対して文書で通知するとともに、市ホームページにて公表します。なお、審査結果公表時には、すべての応募者名及び得点合計を公表します。

第3 契約等の考え方

1 基本協定

優先交渉権者決定後、速やかに、市と優先交渉権者は、事業契約締結に向けた双方の協力義務等を定めた基本協定を締結します。

2 事業契約

基本協定の締結後、市と優先交渉権者は、事業内容に関する協議を経て、事業契約を締結します。事業契約では、本事業の実施に係る市と事業者の業務分担、リスク分担等に関する事項を規定する予定です。

3 事業用定期借地権設定契約

事業契約に定めた内容を踏まえ、当該事業に適した内容による土地の賃貸借契約を締結します。

4 供用開始義務

原則として、事業提案書に記載された提案施設の供用開始日までに、提案施設の建設を完了し、開業することとします。

5 市の承諾事項

次に掲げる行為については、あらかじめ市の書面による承諾が必要です。

- (ア) 土地の形質を変更しようとするとき
- (イ) 建物等の所有権を移転しようとするとき
- (ウ) 事業者が市に提出した事業提案書の内容を変更しようとするとき

6 地質調査等の実施に係る条件

事業者は、優先交渉権者決定後の手続き等の期間において、書面により市の承諾を得て、地質調査など敷地の掘削による事前調査を実施することができます。

7 契約違反等に係る条件

- (ア) 市は、事業者が本事業に係る契約に定める条件等に違反等したとき、契約を解除することができることとします。解除条件及び解除の手続きについては、個別の契約において定めるものとします。
- (イ) 事業者の契約違反等の理由により、市に損害が生じた場合には、市は事業者に賠償を請求することができることとします。

8 地位の第三者譲渡

本プロポーザルによって得た権利・地位を第三者に譲渡することは、原則不可とします。

9 優先交渉権の解除

本事業に係る契約を締結するまでの間に、契約を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、優先交渉権を取り消す場合があります。

また、優先交渉権が取り消された場合について、準備等に要した費用について、市は補償しません。

10 次点交渉権者との契約交渉

優先交渉権者の辞退等により本事業に係る契約の締結ができない場合、次点交渉権者と契約の交渉を行います。

11 不当な要求等に対する措置

- (ア) 事業者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下、「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに市に報告するとともに、警察に届け出るものとします。
- (イ) 事業者は、協力法人等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに市に報告するとともに、協力法人等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならないものとします。

12 その他

- (1) 企画提案書作成等、本プロポーザル参加に要する費用は提案参加者の負担とします。
- (2) 事故の発生等により必要と判断した場合、本プロポーザルの中止、延期又は取り消しをすることができることとします。この場合において、本プロポーザルに参加しようとする者に損害が生ずることがあっても市はその責を負いません。
- (3) 提案参加者が1者の場合でも、本プロポーザルは成立し、その場合は、1者について審査した上で優先交渉権者として適当と認めた場合は、優先交渉権者に選定します。
- (4) 提出書類に虚偽または不正の記載があった場合は、参加申込書又は企画提案書を無効とします。さらに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあります。
- (5) 提出書類の返却は行いません。
- (6) 提出後は、内容について追加・変更・差替は一切認めません。
- (7) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの目的以外に使用しません。
- (8) 提案における著作権等には十分注意した上で提案してください。万一これらに係る紛争等が発生した場合は、提案参加者の責任において解決してください。
- (9) 採点票及び提出された企画提案書の一部等は、赤磐市情報公開条例に基づき第三者から公文書開示請求があった場合、情報公開請求の対象となります。ただし、本プロポーザル選考期間中は、赤磐市情報公開条例第7条第5号の規定に基づき、開示の対象にはなりません。
- (10) 優先交渉権者の通知をもって本事業に係る契約を確約するものではありません。